

JR 松山駅周辺にぎわい施設整備事業
事業協力に関する基本協定書（案）

松山市（以下「市」という。）と【代表企業名】（以下「代表企業」という。）及び【構成員名】（以下「構成員」といい、代表企業及び構成員を個別に又は総称して「事業協力者」という。）は、JR 松山駅周辺にぎわい施設整備事業（以下「本事業」という。）の具体化に向けた対話及び検討の実施に関し、以下のとおり事業協力に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定において用いられる用語は、本協定において別途定義された場合を除き、「JR 松山駅周辺にぎわい施設整備事業 事業協力者公募に係る公募型プロポーザル 募集要項」（以下「募集要項」という。）において定められる用語と同様の意味を有する。

（目的）

第1条 本協定は、市が別紙記載の対象エリアにおいて計画する本事業の具体化に向け、市に対し必要な協力をする者として、事業協力者が選定されたことを確認するとともに、本事業に着手するまでの市及び事業協力者の義務を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において用いる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、次に定めるところによる。

- （1）「本公募」とは、市が「JR松山駅周辺にぎわい施設整備事業 事業協力者公募」として公募型プロポーザル方式により実施した公募をいう。
- （2）「募集要項等」とは、市が令和8年5月14日付で公表した「JR松山駅周辺にぎわい施設整備事業 事業協力者公募に係る公募型プロポーザル 募集要項」（同募集要項別紙、参考資料、公表後の修正及びこれらに対する質問回答を含む。）をいう。
- （3）「提案書」とは、本公募において事業協力者が市に提出し、かつ、本公募における選定委員会が特定した提案書（その後の変更を含む。）並びに同書に関する事業協力者による一切の説明及び関連書類をいう。
- （4）「成果物」とは、募集要項に定める施設計画図書及び事業収支計画をいう。
- （5）「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断その他の公的機関（市を含む。）の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

（当事者の義務）

第3条 市及び事業協力者は、本事業の実施に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 事業協力者がコンソーシアムである場合は、本協定に基づく全ての債務について、事業協力者の代表企業及び構成員が相互に連帯して債務を負うものとする。また、本事業に係る各業務を担当する企業による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、代表企業及び構成員が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。

3 事業協力者は、市が別途明示的に認める場合を除き、本協定に基づく又は同協定に関する申入れ、協議及びその他の連絡等は、代表企業を通じて行うものとする。また、市は、本協定に基づく又は同協定に関する事業協力者への申入れ、協議及びその他の連絡等は、代表企業に対してのみ行えば事業協力者全体に対してなされたものとみなす。

（事業協力者の業務）

第4条 市及び事業協力者は、本協定、募集要項等及び提案書に従い、次の事項について対話及び検討を行う。

- （1）事業内容に関する事項

- (2) 事業条件に関する事項
 - (3) 関連事業・関係者との連携・調整に関する事項
 - (4) その他市が必要と認める事項
- 2 事業協力者は、前項の対話及び検討を踏まえ、市の求めに応じ、次の成果物を作成し、市に提供するものとする。
- (1) 施設計画図書
 - (2) 事業収支計画
- 3 事業協力者は、市の要請に応じて、関係者との調整に係る会議に出席するものとする。
- 4 事業協力者は、前3項の業務を無償にて実施するものとし、市は、本協定に別段の定めのある場合を除き、事業協力者に対し何らの支払義務も負わないものとする。
- 5 事業協力者は、業務の実施に当たり、必要と認められる範囲において、市の書面による事前の承諾を得た上で、コンソーシアムの形成又は構成員の追加等を行うことができる。

(秘密保持)

第5条 市及び事業協力者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、本協定に関する情報（前条に規定する事業協力者の業務を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本協定の履行及び本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらず公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得した情報を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び事業協力者は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。
- (1) 当該情報を知る必要のある市又は事業協力者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業協力者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある事業協力者から前条に規定する事業協力者の業務の一部を受託若しくは請け負う者又は弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業協力者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 市と本事業に係る事業協力に関する基本協定を締結した●、●及び●に対して、市、事業協力者及び当該各当事者の間で合意した範囲において開示する場合
 - (4) 対象エリアに含まれる土地の所有者に対して、市及び事業協力者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (5) 法令等又は裁判所、監督官庁その他の公的機関（金融商品取引所及び金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(談合その他の不正行為による本協定の解除等)

第6条 市は、事業協力者が本公募の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除し、又は締結しないことができるものとし、このため事業協力者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 事業協力者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業協力者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業協力者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業協力者又は事業協力者が構成事業者である事業者団体（以下「事業協力者等」

という。) に対して行われたときは、事業協力者等に対する命令で確定したものをいい、事業協力者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、本基本協定に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業協力者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本公募が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業協力者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業協力予定者の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 事業協力者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 事業協力者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- 2 事業協力者が前項各号のいずれかに該当することにより、市に損害が生じた場合、市は、事業協力者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、事業協力者は、当該損害賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

（暴力団排除に係る本協定の解除等）

第7条 市は、事業協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、又は締結しないことができるものとし、このため事業協力者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 事業協力者が前項各号のいずれかに該当することにより、市に損害が生じた場合、市は、事業協力者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、事業協力者は、当該損害賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

(本協定の解除)

第8条 前2条の規定により本協定が解除された場合、本協定は速やかに終了するものとし、市は、事業協力者に対し、本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業協力者の責めに帰すべき事由により本協定上の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、市は、本協定を解除することができ、また、本協定を解除するか否かにかかわらず、事業協力者に対し、事業協力者の債務不履行から生じた損害の賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、事業協力者は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

4 市の責めに帰すべき事由により本協定上の債務の履行が不可能又は著しく困難となったときは、事業協力者は、本協定を解除することができ、また、本協定を解除するか否かにかかわらず、市に対し、市の債務不履行から生じた損害の賠償を請求することができる。

5 市及び事業協力者の責めに帰さない社会経済情勢の変化や天災地変、法令の制定改廃、その他やむを得ない事情により、市及び事業協力者が本事業の遂行が困難であると判断した場合は、市及び事業協力者が協議し、かつ、合意した上で、本協定を解除することができる。

(本協定の地位の譲渡)

第9条 事業協力者は、本協定上の地位等を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、事業協力者の構成員の追加等については、この限りではない。

(知的財産権)

第10条 本協定の履行に関連して、市が事業協力者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権で市が保有するものは、市に留保される。

2 本協定の履行に関連して、事業協力者が市に対して提供した提案書及び成果物の著作権その他の知的財産権で事業協力者が保有するものは、事業協力者に属する。ただし、市は、事業協力者が市に提出した提案書及び成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る事業協力者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該提案書又は成果物の提出時から無償にて利用することができるものとする。

3 市は、市が必要と認めたときは、事業協力者から提出を受けた提案書及び成果物を無償で利用できるものとする。ただし、市が、事業協力者から提出を受けた提案書及び成果物を公開する場合は、法令に基づく場合を除き、事前に事業協力者の承認を得なければならない。なお、事業協力者は承認を不合理に留保又は拒否しないものとする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合及び本協定が解除された場合を除き、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第5条、第6条第2項及び第3項、第7条第2項及び第3項、第8条、第10条、本条並びに第12条の規定は本協定終了後も3年間有効に存続するものとする。

(本協定の変更)

第12条 本協定は、市及び事業協力者の書面による合意がなければ変更することができない。

(本事業の事業者公募への参加)

第13条 市は、事業協力者が本事業の実施に当たって市が実施する事業者公募において、事業協力者が当該公募に参加する意向を示したときは、正当な理由なくこれを拒まないものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、市と事業協力者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判は松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、市及び事業協力者は本協定を●通作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

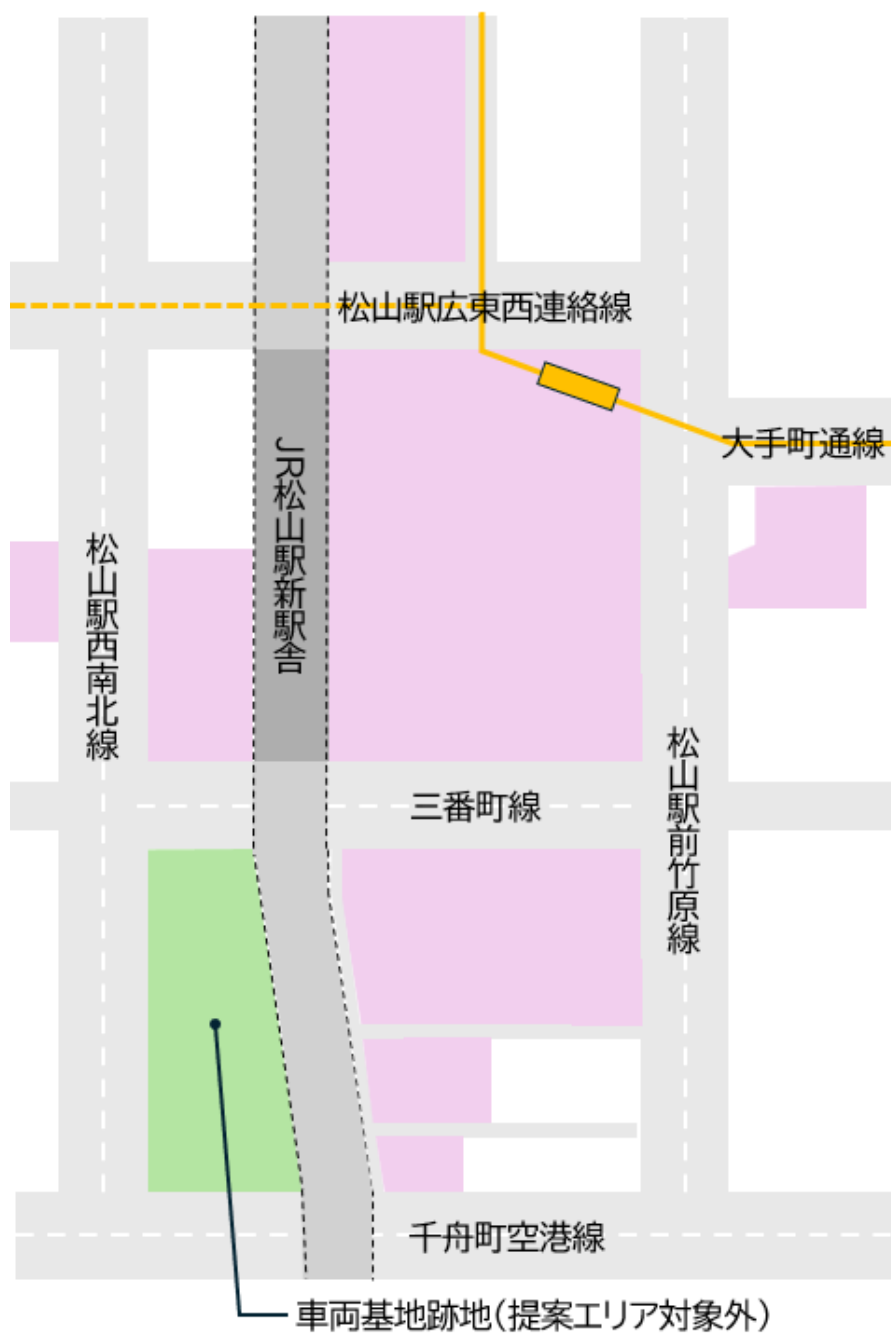
令和8年●月●日

市 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
松山市
市長 野志 克仁

代表企業 【住所】
【企業名】
【代表者】

構成員 【住所】
【企業名】
【代表者】

(別紙) 対象エリア



※図面は概ねの位置図であり、実際の寸法とは相違があります。